3業種の三重県特定(産業別)最低賃金額が改正されます。

効力発生日 令和5年12月21日 発効

電線・ケーブル製造業

改正額

時間額 999 円

29円 up

改正前 (970円)

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械 器具、情報通信機械器具製造業 改正額

時間額 987円

35円 up √

改正前 (952円)

建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、 船舶製造・修理業,船用機関製造業、産業用運搬車両・同 部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業 改正額

時間額 1,022 円

35円 up

改正前 (987円)

令和5年12月21日現在において、三重県特定(産業別)最低賃金である「三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金」、「三重県ガラス・同製品製造業最低賃金」が適用される労働者については、三重県最低賃金額が特定(産業別)最低賃金額を上回っているため、三重県最低賃金(時間額973円)の金額以上の賃金を支払わなければなりません。